gBizConnect ガイドライン

2021年03月29日

内容

1. ガイドラインの目的、対象者	3
2. gBizConnect とは	3
3. gBizConnect の概要、利用するメリット	4
3.1. gBizConnect の概要	4
3.2. 利用するメリット	5
3.3. 運用スキーム	7
3.3.1. ステークホルダー	7
3.3.2. 導入・運用スキーム	7
3.4. 責任分界等	10
4. gBizConnect の利用要件	11
4.1. 利用規約、Portal・サービス仕様書の同意	11
4.2. セキュリティ管理方針の遵守	11
4.3. プライバシーポリシーの同意	12
5. gBizConnect の利用の手続き	12
5.1. 利用手続の流れ	12
5.1.1. 事前準備	12
5.1.2. アカウントの登録	12
5.1.3. Node の導入	13
5.1.4. gBizConnect 接続システムの登録	13
5.1.5. API の登録(データ提供側のみ)	13
5.1.6. API の利用申請、承認	14
5.2. 登録の審査基準	15
6. 検証環境	15
7. API の公開、表記方法等	15
8. 利用上の留意事項	16
8.1. 利用者間の合意について	16
8.2. 法人の同意の在り方	16
8.3. データ品質の確保	18
8.4. 登録内容の収集等	19
8.5. Node の更新対応	19

1. ガイドラインの目的、対象者

「gBizConnect ガイドライン」(以降「ガイドライン」)は、行政手続のデジタル化やEBPM(証拠に基づく政策立案)を推進するため、gBizConnect の利用を検討している省庁、自治体、事業者等(以降「行政機関等」)のシステム運営担当者を対象に、利用要件、留意事項等の詳細を解説することを目的とした文書です。

gBizConnect の利用に係るドキュメント類として、本ガイドラインの他に、「gBizConnect 利用規約」「gBizconenct Portal サービス仕様書」「gBizConnect セキュリティ管理方針」「gBizConnect 利用者情報取扱方針」等が存在します。本ガイドラインは、「gBizConnect 利用規約」で言及されている項目のうち、登録時の審査、利用者の義務、同意の在り方等に関する項目の解説が含まれており、gBizConnect の利用を検討する段階の他、利用する段階においても適宜参照することを想定しています。

2. gBizConnect とは

gBizConnect(法人データ連携基盤)とは、法人向け行政手続における添付書類撤廃・ワンスオンリーのための基盤として、官民が保有する法人情報を閲覧・取得して申請処理等に活用する仕組みのことです。デジタル・ガバメント実行計画のデジタルファースト・アクションプランに示された基本原則(デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ)を実現するにあたり、官民において柔軟なデータ連携が不可欠であることが背景にありますが、gBizConnect は、その基本原則を実現する基盤の一つとして構築されたものです。gBizConnect を使うことにより、システムごとに多対多のリレーションでのアクセスコントロールを適切に実現しつつ、インターネットベースでセキュアな環境下でシステム間のデータ連携を実現することが可能です。

gBizConnectを介したデータ連携のイメージを下図に示します。図の「データ要求システム」とは、法人が、補助金等の申請手続きをする際に使うシステムで申請手続に必要な法人データを要求する側のシステムを指します。「データ提供システム」とは、基本情報、決算書、通知書等、既に法人データが蓄積されているデータを提供する側のシステムを指します。データ連携によりワンスオンリーが実現した場合、例えば、法人が、ある補助金の申請を申請システム(データ要求システム)で行う際、これまで紙で提出していた申請書や決算書等の添付資料を、データ提供システムにアクセスして連携・取得し、改めて添付することなくオンラインで送信することにより申請を完了させることができるようになります。また、EBPMを実施しようとしている行政機関が、申請の実績データ等を取得し、申請事業者の属性やデータに基づく傾向等を分析し、より実態に即した施策の立案に役立てることができます。

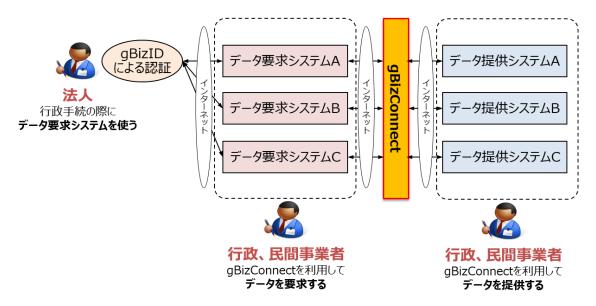
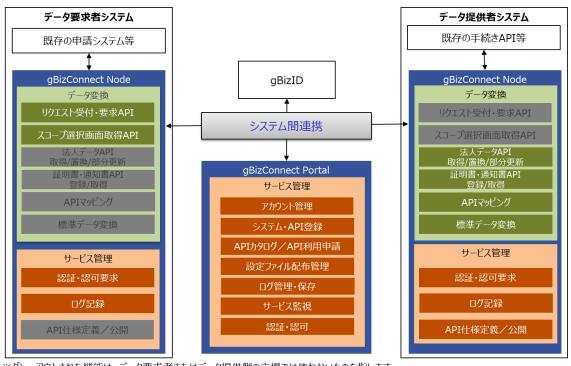


図 2-1 gBizConnect のイメージ

3. gBizConnectの概要、利用するメリット

3.1. gBizConnect の概要

gBizConnect は、利用者の管理や通知、システムの登録機能等を持つ gBizConnect Portal(以下、Portal)、システムに接続してデータ連携ができるようにする gBizConnect Node(以下、Node)から成ります。利用者は、Portal においてアカウントを登録した上で、自身が管理するシステムや API を登録し、他のシステムとの連携をすることとなります。 gBizConnect の全体像を、下図に示します。Node は、データ要求システム(申請や EBPM を行うためのシステム)、データ提供システム(法人に関するデータを保有し、他のシステムに提供することが可能なシステム)双方に導入され、Node 間においてデータ連携を可能にします。データ要求システムとデータ提供システムは概念的なものであり、一つのシステムが両方であったり状況によってどちらにもなり得ます。



※グレーアウトされた機能は、データ要求者またはデータ提供側の立場では使わないものを指します。

図 3-1 gBizConnect の概要

3.2. 利用するメリット

gBizConnect を使用することで、行政機関、民間サービス事業者、手続き主体の法人等に とって、それぞれ次のメリットがもたらされます。

ワンスオンリーに関するメリット

(1) 行政機関

手続きサービス運営者

- ✓ 行政手続において、データ連携を行い申請した内容の過不足確認を、自動的に行う ことができる。
- ✓ 行政手続の申請内容を安全、かつ、リアルタイムに取得することができる。
- ✔ 標準データ形式へマッピングすることにより、標準的な法人データ連携の仕組み を簡易に実現することができる。

データ活用を行う職員

- ✓ データを、法人標準データの形式で取得可能とすることで、データ品質を一定化す ることができる。
- ✓ 連携可能な範囲内のデータが、リアルタイムに収集できるので、リアルタイムなデ ータ分析、EBPM に寄与する。

(2) 民間サービス事業者

手続きサービス運営者

- ✓ 行政手続きを行った顧客(法人等)申請内容について、顧客の再提出又は行政機関からの取り寄せをすることなく取得でき、顧客に対し、より利便性の高いサービスを提供できる。
- ✓ 顧客(法人等)の行政手続の申請内容を安全、かつ、リアルタイムに行政機関から取得することができる。

データ活用を行う職員

- ✓ データを、法人標準データの形式で取得可能とすることで、データ品質を一定化することができる。
- ✓ 連携が許可された範囲内のデータが、リアルタイムに収集できるので、リアルタイムな顧客(法人等)のデータ分析が可能になる。

(3) 手続主体の法人等

- ✓ 特定の行政手続きを行った後に、申請した申請内容を別の行政手続きで、参照取得することができる。(ワンスオンリー)
- ✓ 特定の行政手続きを行った申請結果(認定等)を、別の行政手続きで参照取得する ことにより、利用者が添付書類として提出する必要性がなくなる。

開発コストに関するメリット

ワンスオンリーに関するメリットで挙げた(1)行政機関、(2)民間サービス事業者は、gBizConnectの接続のためにシステムの改修が必要となりますが、他のシステムと個別に接続していく場合と比べ、システム開発コストの削減のメリットがあります。

(データを提供する場合)

- ✓ データ連携に係るシステム間の利用申請・認可等をポータルサイトで管理し、効率 化できる。
- ✓ データ連携に必要な機能(アクセス管理、流量制御、ログ集約・可視化、利用状況 管理)を共通化することにより、個々のシステムの機能開発負荷を軽減できる。

(データを収集する場合)

- ✓ gBizConnect のフレームワークに一度参加することで、システムごとの API 接続 やテスト等の作業が不要になり、複数の異なるシステムと接続する場合であって も、多大な導入コストが削減できる。
- ✓ 行政手続の申請内容を安全、かつ、リアルタイムに収集する仕組みのため、システムの開発にかかる負荷を軽減できる。

3.3. 運用スキーム

3.3.1. ステークホルダー

gBizConnect には、複数のステークホルダーが関与します。以下に、ステークホルダーと その役割を示します。

(1) gBizConnect 運営事務局

Portal の稼働管理、運用及び gBizConnect Node の更新等、gBizConnect の運営を行う 組織を指します。

(2) gBizID 運営事務局

法人向けの1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証の仕組み"gBizID"の運用、管理等、運営を行う組織を指します。

(3) データ要求者

電子申請システム、EBPM を実施するシステム等、データ要求ステムを管理、運用し、gBizConnect を利用する組織を指す。

(4) データ提供者

基本情報、通知書等、法人に関するデータを保有するデータ提供システムを管理、運用し、gBizConnect を利用する組織を指す。

(5) 法人

一定の社会的活動を営む組織体で、法律により特に権利能力を認められたものを指します。gBizConnect に直接関わることはありませんが、行政手続の主体であるため、本ガイドラインにおいて、ステークホルダーとして整理しています。

3.3.2. 導入・運用スキーム

運用スキームは、gBizConnect の利用シーンにより異なり、次の3段階に整理することができます。

- (A) Node の導入
- (B) Node 間での関係性、連携の確立
- (C) 連携確立後のログの取得等

各段階の運用スキームの詳細は次の通りです。

(A) Node の導入

データ要求者、データ提供者のどちらも、まず gBizConnect を利用するためのアカウントの登録申請を Portal に対して行います。登録に際し、内容を理解し同意しておくべき利用規約等は、GitHub に格納されています。gBizConnect 運営事務局は、申請内容と、gBizID

による当該事業者等の認証結果を確認し、所定の審査(5.2 参照)を行います。アカウントが使えるようになると、システムや API の登録を進めるとともに、DockerHub から Docker コンテナイメージをダウンロードすることにより、Node を自システムに導入します。

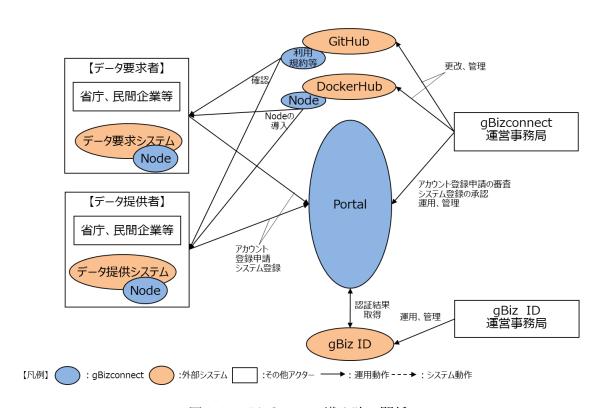


図 3-2 gBizConnect 導入時の関係

(B) Node 間での関係性、連携の確立

データ要求者は、接続したいシステムの API の Portal 上での検索、Node の導入を行った後、利用申請を行います。当該 API を登録したデータ提供者の承認を経て、API を導入します。gBizID で認証を受けた後、相手のシステムの Node と連携試験を行い、正常にデータ連携ができることを確認します。

データ提供者は、Node を導入した後、Portal 上でデータ要求者からの API 利用申請を確認し、審査の上、問題がなければ承認します。

システムを利用する法人は、Node を直接操作することはありませんが、データ要求システム等においてデータ連携に同意し、法人データを有しているデータ提供者のシステムに対し、自法人のデータを行政手続等に使うことについて同意し、開示制御を行います。

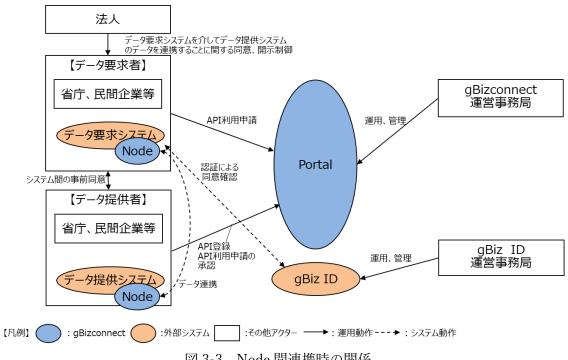
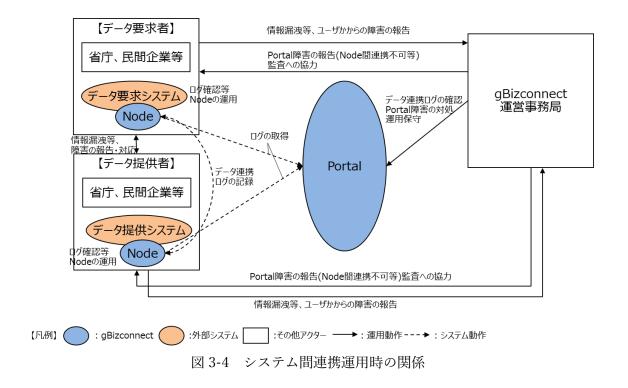


図 3-3 Node 間連携時の関係

(C) 連携確立後のログの取得等

システム間のデータ連携を行う際、データ連携のログは Node 側で収集し、Portal に送付 されます。Portal ではログを解析し、連携でエラーが多発する等の異常を検知した場合には、 gBizConnect から通知することがあります。また、データ要求者、データ提供者は、自シス テムでデータの漏洩事故等が発生した場合は、gBizConnect 運営事務局に報告します。また、 gBizConnect 運営事務局は、管理する Portal で障害が発生した場合(Portal を介した認証が できず、Node 間のデータ連携に支障が生じます)に、データ要求者、データ提供者に通知す る他、監査への協力を求めることがあります。



3.4. 責任分界等

原則として、各利用者が管理し、gBizConnectに接続するシステム(データ要求システム、データ提供システム)への gBizConnect Node の導入、それに伴うデータ要求システムやデータ提供システムと Node の接続、その設定等に関する責任は、gBizConnect の各利用者(データ取得側、データ提供側)が負うこととします。

一方、gBizConnect 運営事務局は、サービス仕様書に示す範囲において Portal の稼働について責任を負います。

データ連携において、データ取得側、データ提供側はそれぞれ接続する gBizConnect 接続システム(データ要求システム、データ提供システム)及び自システムに接続する Node について責任を負うこととします。また、万が一、Node のトラブルによるデータ消失等が発生した場合を想定し、連携対象のデータのバックアップを取ることについても責任を負うこととします。連携に必要な認可等の Portal の機能については gBizConnect 運営事務局が責任を負います。

データ連携に必要なインターネット上の通信において問題が生じた場合は、データ要求者、データ提供者で協議の上、責任分担について検討することとします。この場合、gBizConnect 運営事務局は責任を負わないものとします。

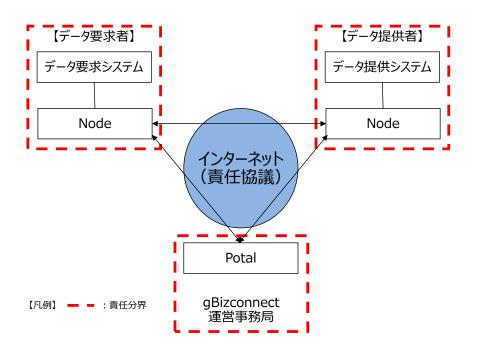


図 3-5 責任分界の考え方

4. gBizConnect の利用要件

4.1.利用規約、Portal・サービス仕様書の同意

gBizConnect を導入するにあたり、「gBizConnect 利用規約」「gBizconenct Portal サービス仕様書」の内容を理解し、同意する必要があります。両文書は、GitHub に格納されています 1 。また、アカウント登録の際、「gBizConnect 利用規約」に同意する旨のボタンを押下することが必要となります。

4.2. セキュリティ管理方針の遵守

gBizConnect を利用しデータを連携するにあたり、gBizConnect 接続システム側の責任でセキュリティ対策を講じる必要があります。政府機関等において求められる情報セキュリティ対策の基準「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成 30 年度版)」

¹ gBizConnect 利用規約は https://github.com/gbizconnect/gbiz

gBizConenct Portal サービス仕様書は <a href="https://github.com/gbizconnect/gbizconnect-gbizconn

に準拠すること、組織において導入・計画、運用、点検、見直しというサイクルを確立させること等が求められます。また、漏洩事故等の際にも、セキュリティ管理方針で定める通り、gBizConnect 運営事務局への報告等を行う必要があります。詳細は GitHub に格納されている「gBizConnect セキュリティ管理方針」をご確認下さい²。

4.3. プライバシーポリシーの同意

アカウント作成時のシステム担当者の氏名、所在地等の利用者情報は、gBizConnect 運営事務局が管理します。利用者情報の利用目的、管理方法、開示請求の方法等について同意いただく必要があります。詳細は「gBizConnect 利用者情報取扱方針」をご確認下さい3。

5. gBizConnect の利用の手続き

5.1. 利用手続の流れ

5.1.1. 事前準備

gBizConnect は、データ連携に係るシステム間の利用申請・認可(都度同意の場合)を、gBizID を用いて行います。そのため、gBizConnect 等の利用を希望する場合は、まず gBizID のプライムアカウントの取得が必要となります。アカウントの取得方法等については、gBizID のウェブサイト4でご確認下さい。

5.1.2. アカウントの登録

アカウントの登録の流れについて、以下に示します。詳細は、「gBizConnect 導入マニュアル」をご確認下さい。

- (1) Portal のウェブサイトにアクセスする。
- (2) 「アカウント登録申請」画面にて、各情報を入力する。
- (3) 審査が終わり、承認されたことを示すメールを受け取る。

² https://github.com/gbizconnect/gbizconnect-node/tree/master/docs/gBizConnect_security.pdf

³ https://github.com/gbizconnect/gbizconnect-node/tree/master/docs/gBizConnect_privacy.pdf

⁴ https://gbiz-id.go.jp/top/

(4) 「トップメニュー」画面にて、ログイン出来たことを確認する。

また、省庁、自治体以外の団体、民間事業者等の場合は、次の要件を満たすことが利用の 要件となります。

- ✓ 「gBizConnect 利用規約」「gBizConnect ガイドライン」「gBizConnect 利用者情報取扱方針」「gBizconenct Portal サービス仕様書」「gBizConnect セキュリティ管理方針」に同意すること。
- ✓ Node の導入、管理、他システムとの連携、セキュリティ管理方針の遵守のため の要員が確保されていること。
- ✓ 反社会勢力でないこと。

5.1.3. Node の導入

gBizConnect に登録したシステムで実際にデータ連携をするため、システムに Node を導入します。導入の流れについて、以下に示します。詳細は、「gBizConnect Node 導入マニュアル」「gBizConnect Node 仕様書」をご確認下さい。

- (1) Node の導入前の準備をする。(DNS の設定、動作環境の確認)
- (2) Docker、Docker Compose をインストールする。
- (3) Docker コンテナにマウントするディレクトリ・ファイルをダウンロード、展開する。
- (4) Node を起動し、必要な設定をする。
- (5) 母体システムを改修する。

5.1.4. gBizConnect 接続システムの登録

アカウントが使えるようになった後、gBizConnect 接続システムの登録を行います。登録の流れについて、以下に示します。詳細は、「gBizConnect 導入マニュアル」をご確認下さい。

- (1) 「システム登録」画面にて、gBizConnect に接続するシステムに係る必要項目を入力する。
- (2) 「システム登録完了」画面にて、登録が問題なく完了したことを確認する。

また、登録したシステムを更新、廃止した場合、当該システムの運営者の責任で、当該システムの利用を登録し、データ連携しているシステムに連絡するものとします。

5.1.5. API の登録(データ提供側のみ)

次に、データ提供者は、データ要求者にデータを提供するための API を登録します。API の登録の流れについて、以下に示します。詳細は、「gBizConnect 導入マニュアル」をご確

認下さい。

- (1) 「API 情報登録」画面にて、登録する API に係る必要項目を入力する。
- (2) 「API 情報登録完了」画面にて、登録が問題なく完了したことを確認する。
- (3) 「Node 設定」画面にて、API マッピング情報等を設定する。

データ提供者は、データ要求者から API の利用申請を受けた際、5.1.6 に基づき、その申請内容に問題が無ければ承認します。API を更新した場合は、データ提供者の責任で、当該API の利用申請済のデータ要求者に連絡するものとします。

5.1.6. API の利用申請、承認

データ要求者は、取得したいデータの内容に応じ、データ提供者が Portal 上で公開する API の利用申請を行います。API の利用申請の流れについて、以下に示します。詳細は、「gBizConnect 導入マニュアル」をご確認下さい。

- (1) 「API 検索 | 画面にて、テキストエリアに検索するキーワードを入力して検索する。
- (2) 入力したキーワードに部分一致した API が表示されるため、検索及び参照目的の API であることを確認する。
- (3) API を申請する場合は、「API 利用申請」画面にて、利用申請に係る項目(申請元システム名、申請理由等の連絡事項)を入力する。
- (4) 「API 利用申請完了」画面にて、利用申請が問題なく完了したことを確認する。
- (5) Portal「API 利用管理」画面にて、申請状況(申請中、承認済み、却下)を確認する。

データ提供者は、データ要求者からの申請を受け、審査を行います。申請受付から審査までの流れについて、以下に示します。

- (1) 「API 利用申請承認 | 画面にて、申請内容を確認の上、「承認 | ボタンを押下する。
- (2) 「API 利用申請承認完了」画面にて、承認が問題なく完了したことを確認する。

審査基準は、データ提供者で任意に設定していただいて構いませんが、次の観点から審査 することを推奨します。

- ✓ データ要求者が、データを提供する相手として信頼できる組織と判断できるか。
- ✓ データ要求者の申請理由が、自システムが提供するデータの内容と照らし合わせて正当と考えられるか。
- ✓ データ要求者の求めているアクセス頻度(1日あたりの回数等)やデータ品質が、 自システムの対応能力と照らし合わせて、問題なく対応できるレベルか。

gBizConnect 運営事務局としては、審査期限を明確には設定していませんが、できるだけ 5 開庁日(営業日)以内に承認もしくは却下の結論を通知するようにして下さい。

5.2. 登録の審査基準

gBizConnect のアカウントを作成(5.1.2 参照)した際、次に示す観点から審査を行い、アカウントの使用を承認もしくは謝絶するものとします、審査は、概ね 3 開庁日以内に完了しますが、状況により長くなる場合があります。審査の観点を、以下に示します。

- ✓ Node の導入、他システムとの連携テスト等、gBizConnect を用いてデータ連携を 継続的に進めていくのに問題ない体制となっているか。
- ✓ セキュリティ基準を遵守できる体制となっているか。
- ✓ 実在する法人であるか。
- ✓ 反社会的勢力ではないか。

6. 検証環境

gBizConnect 運営事務局は、gBizConnect の理解促進、導入要否の検討を目的に、検証環境を提供します。検証環境は、仮アカウントを作成の上、自システムに Node を組み込み、テストデータを用いてデータ連携を試すことができます。

検証環境の利用を希望する場合、仮アカウントを作成し、gBizConnect 運営事務局の承認をもってアカウントを使用できるものとします。アカウントの作成時に必要となる項目は、5.1.2(アカウントの登録)に準じます。

また、検証環境の利用にあたっては、以下の注意事項に同意する必要があります。

- ✓ メンテナンス、その他運営の都合上、事前の予告なくシステムが停止する場合がある。
- ✓ 実手続には使用できない。
- ✓ 検証環境を導入した場合に発生したトラブルについて、gBizConnect 運営事務局は責任を負わない。
- ✓ 検証環境に格納しているデータの内容、形式は、都合により変更、削除される場合がある。

7. API の公開、表記方法等

データ提供者が登録した API は、gBizConnect Portal に公開されます。API は、Swagger API 仕様で記述されています。仕様定義は、gBizConnect Node の起動後に、確認することができます。詳細は、「gBizConnect Node 導入マニュアル」「gBizConnect Node 仕様書」をご確認下さい。

8. 利用上の留意事項

8.1. 利用者間の合意について

gBizConnect でデータ連携をする際、相手のシステム(利用者)と、次のことについて確認 し、合意しておく必要があります。

- ✓ 連携するデータ内容(データの種類、形式等)
- ✔ 連携するタイミング等(連携頻度、アクセス回数等)
- ✓ データの信頼性(正確性、最新性等)
- ✓ 法人からの同意取得の方法(事前同意/都度同意、包括同意/個別同意)

8.2. 法人の同意の在り方

行政手続において必要なデータを提出する場合、当該行政手続に関連した統計解析等を、他のデータと連携せずに省庁が行う場合には、法人による同意は必要ありません。しかし、gBizConnect を用いて当該行政手続以外の行政手続とデータを連携して、プッシュ通知や複数の支援、認定等の手続きを組み合わせた場合の効果を測定するような統合解析等を行う際には、法人による同意が必要です。同意の考え方ですが、まず、法人が行うべき同意として「事前同意」と「都度同意」の2つがあります。さらに、事前同意、都度同意に対して、データの利用目的や連携範囲に応じた「包括同意」または「個別同意」のいずれかを設定することとなります。それぞれの同意の意味を、以下で説明します。

同意については、取得の「タイミング」とデータの「範囲」の2軸で考えます。まず、タイミングによる分類として、行政手続等においてデータを収集する際に、あらかじめ当該手続き以外へのデータ利用についても同意を取得しておく「事前同意」と、gBizConnect を用いて法人データを連携するタイミングで取得する「都度同意」があります。これまで法人等の行政手続では、このようなデータの連携やプッシュ通知、統合解析等について同意を取得することはありませんでしたが、今後、「事前同意」を取得することで、gBizConnect を用いたデータ連携における「都度同意」を不要とすることが可能です。ただし、都度同意を取得せずにデータを使用することについて、当該法人に不利益がないことが前提であり、データの使用目的によっては、gBizConnect 接続システム側がオプトアウトに対応することが必要です。例えば、プッシュ型の電子メール配信等で当該法人に通知がなされる場合は、通知を受け取ること自体が不利益となる可能性があるため、都度同意を取得しない代わりにオプトアウトができることが必要です。都度同意の場合は、申請システム(データ要求システム)利用時に、Node でシステム間の通信をした後に出現する画面上で対象データと連携先を指定して同意します。法人がgBizID の認証を受けていることが前提です。

次に、範囲による分類として、データの利用目的や連携するデータの範囲を個別に指定す

る「個別同意」とこれらを包括的に指定する「包括同意」があります。「事前同意」において、包括的な同意を取得しておくことで法人データを柔軟な連携することが可能となりますが、包括同意の取得にあたっては、連携対象となるデータ、連携目的を具体的に列挙し、法人が認識した上で同意できるようにすることが重要です。提供先についても、原則として具体的に列挙すべきですが、将来的に追加することが考えられる場合には、具体名に加えてその旨を明記します。例えば「経済産業省、財務省、法務省、その他法人手続を行う行政機関に提供します」という書き方です。但し、統計解析等で、当該法人が不利益を被らないことが明らかな場合は、この限りではありません。また、「都度同意」はgBizConnect の仕組みの中で取得されるため、Nodeの機能を用いて、「個別同意」、「包括同意」の設定を行うことが必要になります。

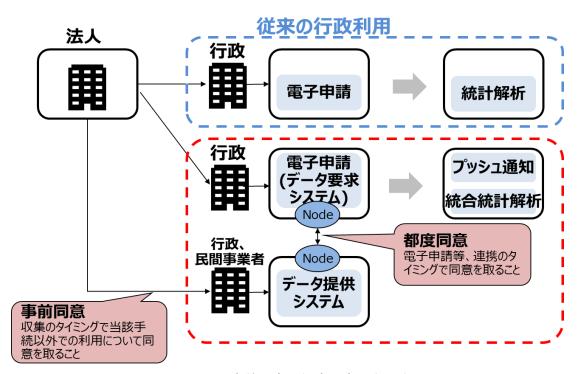


図8-1 事前同意と都度同意の考え方

包括同意

□ 行政手続で提供した法人情報を以下の目的に利用することに同意します。
□ 責社が手続Aを行う場合に連携します。
□ 貴社に適した補助金等のお知らせに連携します。
□ 政策の効果を分析するために連携します。
□ 政策の効果を分析するために連携します。
□ 個別同意

図 8-2 個別同意と包括同意の考え方

8.3. データ品質の確保

gBizConnect 運営事務局は、システム間でやり取りされるデータの中身に触れることはありません。データ品質の確保については、システム間で担保し、疑義が生じた場合も、接続先のシステム担当者と連絡を取り、協議していただく必要があります。

gBizConnect は、多数のシステム間でデータ連携するための仕組みです。そのため、データ提供者は連携する法人データを法人標準データにマッピングしておくことが必要です。これを共通データマッピングと言い、Nodeの機能を用いて行うことができます。

なお、データ品質の確保のためには、共通データマッピングの実施の他に、データ要求者、 提供者双方で、現実的なデータ品質を協議して合意しておくことが必要です。その他に、次 のことを推奨します。

- ✓ データ要求者は、データの正確性が確保されていることを、データ提供者に確認すること。
- ✓ データ提供者は、データの性質、用途に応じ、次のガイドラインに沿ってデータを作成すること。
 - イベントデータ作成ガイドブック
 - ▶ サービスカタログ ガイドブック
 - ▶ 行政サービス・データ連携標準ガイドブック(全体編)
 - ▶ 行政サービス・制度データ作成ガイドブック
 - ▶ 行政サービス拠点・支援機関等データ作成
 - ▶ 事例データ作成ガイドブック

- ▶ 証明、連絡、通知データ作成ガイドブック
- ▶ 申請・届出データ作成ガイドブック
- ▶ 報告書・会議資料・資料等データ作成ガイドブック

ガイドラインに沿った標準データを作成することにより、共通のデータ項目で API 通信ができるようになるため、複数のシステムとのデータ連携を容易に行えるようになります。

8.4. 登録内容の収集等

gBizConnect 運営事務局は、利用者のアカウント、システム、API 等の登録内容に関する情報を収集するものとします。なお、利用者の氏名、連絡先等は、「gBizConnect 利用者情報取扱方針」の定めの通り、扱います。

8.5. Node の更新対応

Node は、不具合の修正やセキュリティの向上、その他必要性に応じて、更新する場合があります。更新の際は、Portal の利用者用ページまたは利用者のメールアドレスに通知し、システムに設置した Node の更新対応は、利用者側で行っていただくこととなります。

【付表】用語の定義について

本ガイドラインで使用している用語とその意味は下表のとおりです。

表 用語の定義

No	用語	定義
1	法人データ連携基盤	法人向け行政手続における添付書類撤廃・ワンスオンリーのための基盤として、 官民が保有する法人データを閲覧・取得して申請処理等に活用する仕組みの、概 念を示す名称。書面上では1と2は適宜、併記使い分けをする。
2	gBizConnect	法人向け行政手続における添付書類撤廃・ワンスオンリーのためのプラットフォームとして、官民が保有する法人データを閲覧・取得して申請処理等に活用する仕組みの、具体サービス、システム名を指す。また分散化している法人データをgBizConnectを利用することで、法人標準データ形式で取得することができ、多対多のデータ利活用を促進する。書面上では 1 と 2 は適宜、併記使い分けをする。gBizConnect は、gBizConnect Node と、gBizConnect Portal で構成される。
3	法人	一定の社会的活動を営む組織体で、法律により特に権利能力を認められたもの。 gBizConnect においては、gBizID のアカウントを有し、行政手続の主体となる。
4	法人データ	法人名、連絡先、認定情報、決算等、法人に関する一切のデータの総称。
5	法人標準データ	行政手続等で利用、取得される法人情報の項目を定義したデータ一式(構造体の 名称)。
6	ワンスオンリー	特定の行政続きを行った際に、申請で使用した情報を別の行政手続きで、再提出 不要とし参照取得ができること。
7	gBizConnect Portal	gBizConnect のサービスの提供、利用者へのサポート、その他 gBizConnect の運営管理に必要な作業を含む、gBizConnect 運営事務局が運営するサービス。
8	gBizConnect Node	利用者のシステムが、gBizConnect を利用している相手のシステムと連携するために、利用者自身のシステムに導入するソフトウエア。gBizConnect Node 間で Peer to Peer のデータ連携を実現する。
9		gBizConnect Portal の稼働管理、運用及び gBizConnect Node の更新等、 gBizConnect の運営を行う組織。
10	gBizID	法人向けの 1 つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証の仕 組みの具体なサービス、システム名称。
11	gBizID 運営事務局	gBizID の運用、管理等、運営を行う組織。

No	用語	定義
12		gBizConnect を介して法人データを取得する側のシステムを指す。データ提供シ
	データ要求システム	ステムから法人データを取得し、申請手続きを容易にする。データ要求システム
		とデータ提供システムは概念的なものであり、一つのシステムが両方であったり
		状況によってどちらにもなりえたりする。
13	データ提供システム	gBizConnect を介して法人データを提供する側のシステムを指す。各法人に関す
		る法人データを蓄積・保存し、API を介して法人データをデータ要求システムに
		連携する。データ要求システムとデータ提供システムは概念的なものであり、一
		つのシステムが両方であったり状況によってどちらにもなりえたりする。
14	データ要求者	データ要求ステムを管理、運用し、gBizConnect を利用する組織。
15	データ提供者	データ提供システムを管理、運用し、gBizConnect を利用する組織。
16	ALIT 4	gBizConnect を利用するため、gBizConnect 運営事務局が運営する gBizConnect
	利用者	Portal ヘアカウント登録をした法人等。
17	利用希望者	gBizConnect を利用するため、gBizConnect 運営事務局が運営する gBizConnect
17		Portal へのアカウント登録を希望する法人等。
18	アカウント	利用者が申請して取得した gBizConnect Portal のアカウント。
	gBizConnect 接続シ	「データ要求システム」と「データ提供システム」をいづれか、又は、両方を
19	ステム	持つシステム。もしくは、「利用者」が管理する個別のシステム。
	事前同意	行政手続等で、データ要求者が、データ提供者から法人データを取得する前に必
20		要な同意。当該手続以外の目的でデータが利用されることに対して、事前に同意
		しておくことで、データを取得する度に同意を得ることが不要となる。
	都度同意	行政手続等で、データ要求者が、データ提供者から法人データを取得する際に必
01		要な同意。タイミングは法人データを取得する度に実施し、法人データのスコー
Z1		プも合わせて、その都度同意する必要がある。またデータ連携を実施する際は、
		gBizID によるログイン認証を行う必要がある。
0.0	個別同意	データ連携する法人情報やその目的について、個々に同意すること。事前同意、
22		都度同意、両方において個別同意を取得する場合がある。
00	包括同意	データ連携する法人情報やその目的について、複数の内容を包括的に同意するこ
23		と。事前同意、都度同意、両方において包括同意を取得する場合がある。
24	システム間連携	複数の独立したシステム間を gBizConnectNode を介して、ないし独自の方法で
		データの受け渡しが可能な経路が確立されていること。
25	検証環境	双方が接続確認に使用する、本番準拠かつ安定した環境。
<u> </u>		